

(仮称)公文書等管理条例 説明会を開催します

公文書は
誰のもの？

将来に残す歴史
公文書ってどん
なもの？

公文書の管理と
歴史公文書の
利用の方法は？

茅ヶ崎市では、公文書を適正に管理・保存するためのルールづくりとして、(仮称)公文書等管理条例の制定に向けた準備を進めています。

そこで、現在、検討段階である条例の内容や公文書等の取扱い、利用方法などを広く市民の皆さまにお伝えしたく、説明会を開催いたします。

どなたでも御参加いただけます。皆様の御意見をお聞かせください。

日時 令和元年**9月21日(土)** 午前10時～11時
(午前9時30分開場)

会場 **茅ヶ崎市役所 本庁舎4階 会議室5**
(茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1)



定員 先着**50**名(入場無料 事前申込不要)

問合せ先

文書法務課文書担当 文化生涯学習課市史編さん担当
茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1
TEL 0467-82-1111